

鹿屋市告示第 161 号

鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援事業実施要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が定める公的価格等により運営を行っている介護サービス施設、事業所等（以下「施設等」という。）が、物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれていることから、LPガス使用に係る経費、食材費及び燃料費の価格高騰分の一部を支援するために鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援給付金を支給する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、当該施設等が安心・安全で質の高い介護サービスを提供し、安定的な運営を行うことができるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス及び同条第26項に規定する施設サービス並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームにおいて行う指導及び訓練その他の援助（以下「養護老人ホームサービス」という。）並びに同法第20条の6に規定する軽費老人ホームにおいて行う食事の提供その他日常生活上必要な便宜の供与（以下「軽費老人ホームサービス」という。）をいう。
- (2) 訪問系事業所 介護サービス等のうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び居宅介護支援を行う施設等をいう。
- (3) 通所系事業所 介護サービス等のうち、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護を行う施設等をいう。
- (4) 入所系施設 介護サービス等のうち、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所生活介護（空床利用型を除く。）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、養護老人ホームサービス及び軽費老人ホームサービスを行う施設等をいう。

(5) サービス等提供施設 市内に所在し、令和7年12月1日現在で介護サービス等を行う施設等として指定を受けている訪問系事業所、通所系事業所及び入所系施設のうち、同年9月1日から同年11月30日までの間に提供した介護サービス等に係る介護報酬の支払実績等があり、引き続き市内で介護サービス等の提供を継続する意思があるものをいう。ただし、次に掲げる施設等を除く。

ア 令和7年12月1日時点で休止している施設等

イ 事業の趣旨に照らして適当でないと市長が認めたものが設置する施設等

(6) LPガス給付金 鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援給付金のうち、LPガスを使用しているサービス等提供施設に対して支給する給付金をいう。

(7) 食材費給付金 鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援給付金のうち、食事の提供を行うサービス等提供施設に対して支給する給付金をいう。

(8) 燃料費給付金 鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援給付金のうち、サービス等提供施設の訪問系事業所に対して支給する給付金をいう。

(9) 支給対象施設 LPガス給付金、食材費給付金及び燃料費給付金（以下単に「給付金」という。）の支給の対象となる施設をいう。

(10) 対象者 支給対象施設を運営する法人をいう。

(11) 定員数 令和7年12月1日現在で鹿児島県又は市に届出がされている支給対象施設の定員数をいう。

（給付金の額）

第3条 給付金の額は、別表左欄に掲げる給付金の種類ごとに、同表中欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を合算した額とする。

（支給の回数）

第4条 給付金の支給は、1支給対象施設につき1回限りとする。

（支給の申請等）

第5条 給付金を受給しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援給付金支給要件確認書兼振込口座申出書（別記様式。以下「確認書」という。）に給付金の振込みを希望する口座（申請者名義のものに限る。）の預金通帳等に係る金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が記載されている部分の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、令和8年7月31日までに前項の確認書を受理した場合は、速やかに申

請者に対して給付金を支給する。

(支給の方式)

第6条 給付金の支給は、前条第1項の口座（以下「振込口座」という。）に振り込む方式により行うものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第7条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象施設の要件、手続の方法その他の事業の概要についてホームページへの掲載その他の方法により、支給対象施設に周知を行うものとする。

(振込みができなかった場合の取扱い)

第8条 第5条第2項及び第6条の規定により給付金を支給する手続を行ったにもかかわらず、振込口座の解約、変更等により振込不能となる等申請者の責に帰すべき事由により令和8年8月31日までに振込みが完了できない場合は、当該申請者は給付金の受給を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、給付金を支給した後に支給対象施設の要件に該当しないことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により申請者が給付金を受給した場合は、申請者に対し、支給した給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金を受給する権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第9条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

給付金の種類	区分	給付金の額
L P ガス給付金	通所系事業所	7,000円
	入所系施設（定員数101人以上）	61,000円
	入所系施設（定員数71人以上100人以下）	36,000円
	入所系施設（定員数41人以上70人以下）	24,000円
	入所系施設（定員数40人以下）	11,000円
食材費給付金	通所系事業所	25,000円
	入所系施設	定員数に9,000円を乗じて得た額 ただし、介護施設等食事提供サービス継続支援事業において食材費を補助するサービス等提供施設については、定員数に4,500円を乗じて得た額とする。
燃料費給付金	訪問系事業所	10,000円

別記様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援給付金支給要件確認書兼
振込口座申出書

申請者

郵便番号			
住 所			
法 人 名			
代表者名			
電話番号		担当者名	

鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援給付金の支給を受けたいので、鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援事業実施要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて提出します。

1 給付金の額（内訳は別紙のとおり）

	円
--	---

2 確認事項（該当する場合、チェック欄（□）に✓を記入してください。）

- ☐ 引き続き鹿屋市内で介護サービス等の提供を継続する意思があります。
- ☐ 施設等ごとのLPガスの使用状況及び食事の提供状況等は別紙のとおりです。

3 振込口座

金融機関名		支店名等	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

注 申請者名義の口座を御記入ください。

(別紙)

鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援給付金内訳

法人名

[illegible]